

	学校図書館司書	学校教育支援員	放課後児童クラブ支援員
職務内容	学校図書館の事務	発達障害等をもつ児童生徒の生活や学習の補助	児童の生活等の支援や安全管理、遊びや生活指導
応募資格 (令和2年4月1日現在)	64歳以下で司書、司書補または司書教諭の資格を有する人	高卒以上で64歳以下の人	高卒以上で64歳以下の人
勤務条件	【平日】 10時～16時45分 (週30時間) 月額146,554円	○A勤務 【平日】 8時30分～15時15分(6時間) 日額5,386円	【平日】 13時～19時(うち5時間) 【土曜日】 8時～18時(うち5～7時間) ※月1～2回程度
		○B勤務 【平日】 8時15分～16時(7時間) 日額6,283円 ※A・Bどちらも昇給あり	【長期休業勤務】 8時～19時(うち5～7時間) 時給925円(資格あり) 時給897円(資格なし) ※昇給あり
期末手当・通勤手当、社会保険、雇用保険、労災保険、有給休暇 ※賃金は変更となる場合があります			
雇用期間	4月1日(水)～令和3年3月31日(水) ※学校教育支援員は4月6日(月)から ※5年間を限度として更新あり		
締切	1月17日(金) 締切(必着) 市販の履歴書に、令和元年11月以降に撮影した写真を貼り、学校教育課まで郵送、または持参ください。 なお、学校図書館司書は、資格を有することを証明する書類を添付してください。		
問い合わせ 申し込み	〒846-8501(住所不要) 多久市教育委員会 学校教育課 ☎75-2227		

1月は固定資産税(償却資産)の申告期間です

問 税務課 資産税係 ☎75-2176

固定資産税の償却資産とは、土地・家屋以外で事業のために使用する機械や設備などの資産のことをいいます。市内に償却資産を所有している人は、毎年1月1日現在の所有状況を申告する必要があります。

■申告する必要がある事業主

- 一般企業
- 工業、商業、飲食店、医業、農業などの個人経営者



■申告の対象となる資産

- 事業に使用する構築物、設備、機械、備品、器具、太陽光発電設備
- 事業用資産の修繕・改良に要した費用
- 耐用年数が過ぎていても、なお使用している資産

■申告の必要がないもの

- 耐用年数が1年未満の資産
- 取得金額が10万円未満の資産で、確定申告で償却資産として計上しないもの
- 取得金額が20万円未満の資産で、確定申告で一括償却資産として3年平均償却しているもの

- 家屋として固定資産税が課税されているもの
- リース(賃貸)契約で使用しているもの
- 自動車税または、軽自動車税が課税されているもの
- 他の市町村に有するもの(その資産が所在する市町村に申告してください)

申告の期限 **1月31日(金)**

申告した資産の評価額の合計が150万円以上の場合、令和2年度に固定資産税が課税されます。
昨年申告した人には、申告用の書類を郵送します。
今回初めて申告する人は、税務課まで問い合わせください。

土地の利用状況を変更した場合は連絡を!